令和5年度　処遇改善等加算説明資料
申請編:適用申請



処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ

令和５年８月10日

東京都 福祉局 子供・子育て支援部 保育支援課 保育助成担当

様式第５号の３「加算率等認定申請書（処遇改善等加算Ⅰ）」

（３）職員一人当たりの平均経験年数の算定

「定員」欄には、分園がある場合は、本園と分園をあわせた人数を記入してください。

・当様式には、４月１日現在（年度途中開設の場合は開設時）において施設･事業所に勤務するすべての常勤職員（当該施設・事業所の就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（教育・保育に従事する者にあっては、１か月に勤務すべき時間数が120 時間以上であるものに限る。）に達している者又は当該者以外の者であって１日６時間以上かつ月20 日以上勤務するもの）を記載してください。

・平均経験年数の算定対象外の職員であっても、処遇改善等加算Ⅰによる賃金改善は可能です。

(3)職員一人当たりの平均経験年数の算定

※4月1日時点での状況を記入してください。

定員	120	名	地域区分	100分の20地域	適用年月日	令和5年4月1日
					開設(認可) 年 月 日	平成21年4月1日

区分	番号	氏名	職種	①現に勤務する施設の経験年数	②その他の社会福祉施設の通算経験年数	③ 合 計 （①+②）	その職種の資格取得年月日	備考 ※
常	1	○○ ○○	施設長･園長	10 年 1 月	18 年 11 月	28 年 12 月	S60.9.30	法人役員･該当
常	2	○○ ○○	保育士･教諭	6 年 1 月	10 年 0 月	16 年 1 月	H25.3.31	

「区分」は、常勤または非常勤を選んでください。（当様式作成上の定義です）

【常勤】期間の定めのない労働契約を結び、就業の場所が当該保育所等であり、１日６時間以上かつ月２０日以上、常態的に勤務する者

【非常勤】算定対象職員であり常勤ではない者
（あくまで当該様式の作成上の定義です）

保育士資格については、資格が法定化された平成15年11月29日以降に資格を取得した者は、都道府県知事への登録日をもって資格取得日とします。それより前の資格取得者については、従来どおり資格取得年月日を記載してください。

「適用年月日」は、令和５年４月１日以前から運営していた施設は「令和５年４月１日」と記載し、令和５年４月２日以降に開設した施設は、開設日を記載してください。「開設（認可）年月日」は、開設日を記載してください。

様式第５号の３「加算率等認定申請書（処遇改善等加算Ⅰ）」

■ 平均経験年数の算定対象職員について

令和５年度以降（現行）

当該施設・事業所に勤務する全ての常勤職員（当該施設・事業所の就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（教育・保育に従事する者にあっては、１か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者又は当該者以外の者であって１日６時間以上かつ月20 日以上勤務するもの）

令和４年度以前（旧）

当該施設・事業所に勤務する全ての常勤職員（嘱託職員等の非常勤職員を除く。ただし、常勤職員以外の者であっても、１日６時間以上かつ月20 日以上勤務している者は、これを常勤とみなして含める。）

■ よくある問い合わせ

・ 教育・保育に従事する者について、令和５年度からは、月に120時間勤務すれば平均経験年数の算定対象となるのですか？

→　月に120時間勤務すれば平均経験年数の算定対象になるわけではありません。あくまで当該施設・事業所の就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数に達している職員が対象となります。通知に定められている「教育・保育に従事する者にあっては、１か月に勤務すべき時間数が120 時間以上であるものに限る」とは、就業規則等に定める「常勤の従事者が勤務すべき時間数」が120時間以上の設定でないといけない、という意味です。

・ 常勤の従事者が勤務すべき時間数が128時間の事業所において、１日８時間かつ月16日勤務の職員は平均経験年数の算定対象となるのですか？

→　８時間×16日＝128時間となり、常勤の従事者が勤務すべき時間数に達しているため、平均経験年数の算定対象となります。

・ 令和５年度から新たに算定対象となる職員については、令和５年４月１日以降の勤務期間のみが算定対象期間になるのですか？

→　新たな算定対象の要件を満たす職員については、現行の要件を満たす期間を、算定対象期間とします。例えば、令和２年４月１日から要件を満たしている職員については、令和２年４月１日から令和５年４月１日までを算定対象期間とします。

※ 今後、国において平均経験年数の算定対象について新たな考え方が示された場合は、そちらに従ってください。

様式第５号の３「加算率等認定申請書（処遇改善等加算Ⅰ）」

■ 平均経験年数の算定対象職員について

- 職員１人当り平均経験年数の算定は、４月１日現在において施設・事業所に勤務するすべての常勤職員（１日６時間以上かつ月２０日以上勤務している非常勤職員を含む）を対象に行う。

（１）非常勤職員

○ 算定対象　１日６時間以上かつ月２０日以上勤務しているまたは常勤職員が勤務する時間数に達している非常勤職員
（社会保険の加入の有無とは直接関係しない）【備考欄への記入が必要】

× 算定対象外　算定対象以外の非常勤職員

（２）派遣社員

○ 算定対象　１日６時間以上かつ月２０日以上勤務しているまたは常勤職員が勤務する時間数に達している場合

（３）妊娠出産休暇、介護休暇及び育児休業期間中の職員

○ 算定対象　有給・無給を問わない。代替職員については（５）を参照すること。【備考欄への記入が必要】

（４）病気休暇等期間中の職員

○ 算定対象　有給である場合。代替職員については（５）を参照すること。【備考欄への記入が必要】

× 算定対象外　無給である場合

（５）産休等代替職員

× 算定対象外　産休中や病気休暇中の職員が対象であるため。ただし、他の社会福祉施設での産休等代替職員としての経験は算定対象となる。

（６）一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業及び病児・病後児保育事業等の通常保育以外の事業（以下「他事業」という。）に従事する職員

○ 算定対象　他事業と通常保育を兼任し、他事業と通常保育とを合わせて１日６時間以上かつ月２０日以上勤務している場合

× 算定対象外　他事業の専任職員である場合

（７）法人役員を兼務する職員

○ 算定対象　下記以外の職員【備考欄への記入が必要】

× 算定対象外　法人から役員報酬を得ており、職員給料を得ていない場合

「備考欄」への記載方法については、24ページ参照

経験年数の考え方（加算率等認定申請書）

■ 経験年数について

・各職員ごとに「① 現に勤務する施設の経験年数」と「② その他の社会福祉施設の通算経験年数」を合計し算出する。

・審査の際に前年度の提出書類を参考として確認していますので、内容に齟齬が無いように確認してください。（例：１年間休暇等を取得していない職員について、昨年度の申請の①現に勤務する施設の経験年数が３年１月であった職員が、今年度の申請で４年１月になっているか、など）

■ 「② その他の社会福祉施設の通算経験年数」の算定方法

・「② その他の社会福祉施設の通算経験年数」を算定対象とする場合、算定された経験年数を証する書類（在職証明書等）で確認を行います。

・施設･事業所の廃園等により、在職証明書等の取得が困難な場合には、雇用保険の加入履歴や年金定期便（年金加入記録等）の写しなど、加算率認定申請書に記載された職歴が客観的に把握・推認される資料等をもって、当該職員の経験年数を確認することもできます。

現在勤務している施設（認定申請を提出する施設）での経験年数を記載

①現に勤務する施設の経験年数	②その他の社会福祉施設の通算経験年数	③ 合 計（①+②）
10 年 1 月	18 年 11 月	28 年 12 月
6 年 1 月	10 年 0 月	16 年 1 月
5 年 4 月	0 年 0 月	5 年 4 月

過去に勤務していた社会福祉施設での勤務年数を記載。

※ 複数施設で勤務していた場合はその合算

経験年数の考え方（加算率等認定申請書）

■ 経験年数の算定のルール１

・勤務開始日の翌月の応当日の前日をもって１月とし、２か月以上にわたる場合も同様に算定する。
なお、12月を１年とする。

（例）４月１日～４月30日　→　１月
４月15日～５月14日　→　１月
４月15日～６月14日　→　２月
４月１日～３月31日　→　12月　→　１年

・１か月未満は１月に切り上げる

（例）４月１日～４月15日　→　15日　→　切り上げて１月
３月31日～４月１日　→　２日　→　切り上げて１月
４月１日のみ　→　１日　→　切り上げて１月

・複数施設で勤務している場合、勤務日が連続していれば通算する。連続していなければ通算しない。

（例１）A施設で５月20日から６月１日まで勤務、B施設で６月２日から６月19日まで勤務
勤務日が連続しているため通算する　→　5月20日から６月19日まで　→　１月

（例２）A施設で５月20日から６月１日まで勤務、B施設で６月３日から６月19日まで勤務
勤務日が連続していないため通算せず、それぞれの施設ごとに経験年数を算定する
A施設分：13日→切り上げて１月 、 B施設分：17日→切り上げて１月　→　２施設分で合計２月

経験年数の考え方（加算率等認定申請書）

■ 経験年数の算定のルール２

・本年４月１日付の新規採用等で、加算の対象となる過去の経験年数（前歴）がない職員

→　① 現に勤務する施設の経験年数欄を「０年０月」とする。

・本年４月１日付の新規採用等で、加算の対象となる過去の経験年数（前歴）がある職員

→　① 現に勤務する施設の経験年数欄を「０年１月」とする。

・算定対象外の期間（14ページ参照）を含む職員

→　算定対象外となる期間を除いて算定する。

・妊娠出産休暇、介護休暇及び育児休業期間中の職員は算定対象、一方でその間の産休代替職員は算定対象外
ただし、過去に産休代替職員として勤務していた期間は算定対象

※　産休中の職員と産休代替職員とのダブルカウントを避けるという趣旨であり、産休代替職員の勤務経験を経験年数として認めない、ということではありません。

・過去に勤務した施設・事業所と同一の施設・事業所に再就職した職員

→　過去の経験年数は、申請書の①欄ではなく、②欄（その他の社会福祉施設の通算経験年数）に算入する。

・本年４月２日以降に支援法による確認を受けた施設・事業所の職員（設置法人の変更による廃止設置を含む）

→　その支援法による確認を受けた日現在における経験年数を算定すること。

経験年数の考え方（加算率等認定申請書）

■ 経験年数の算定　具体例１

（※）現施設の経験年数が1年1月未満の場合は勤務開始年月日を備考欄に記入する必要があります

NO	事例	① 現に勤務する施設の経験年数	②その他の社会福祉施設の通算経験年数	考え方	備考欄への記載例（※）
1	令和５年４月１日採用職員（前歴なし）	０年０月	０年０月	このような取扱いをするため ※ 平成７年10月４日付国通知「民間施設給与等改善費の算定について」を準用します。	R5.4.1採用
2	令和５年４月１日採用職員（前歴あり）	０年１月	前歴による	このような取扱いをするため	R5.4.1採用
3	令和５年３月31日採用職員	０年１月	前歴による	・令和５年３月31日～令和５年４月１日 →　２日間　→　切り上げて１月	R5.3.31採用
4	令和５年３月１日採用職員	０年２月	前歴による	・令和５年３月１日～令和５月３月31日　→　１月 ・令和５年４月１日　→　１日間　→　切り上げて１月	R5.3.1採用
5	令和４年10月１日採用職員	０年７月	前歴による	・令和４年10月１日～令和５年３月31日　→　６月 ・令和５年４月１日　→　１日間　→　切り上げて１月	R4.10.1採用

経験年数の考え方（加算率等認定申請書）

■ 経験年数の算定　具定例２

（※）現施設の経験年数が1年1月未満の場合は勤務開始年月日を
備考欄に記入する必要があります

NO	事例	① 現に勤務する施設の経験年数	②その他の社会福祉施設の通算経験年数	考え方	備考欄への記載例（※）
6	令和４年６月15日採用職員	０年10月	前歴による	令和４年６月15日～令和５月３月14日　→　９月 令和５年３月15日～令和５月４月１日　→　１月	R4.6.15採用
7	令和4年４月２日採用職員	１年０月	前歴による	令和４年４月２日～令和５年４月１日　→　１年	R4.4.2採用
8	令和4年４月１日採用職員	１年１月	前歴による	令和４年４月１日～令和５年３月31日　→　１年 令和５年４月１日　→　１日間　→　切り上げて１月	
9	令和２年４月１日採用職員	３年１月	前歴による	令和２年４月１日～令和５年３月31日　→　３年 令和５年４月１日　→　１日間　→　切り上げて１月	
10	平成31年８月６日採用職員	３年８月	前歴による	平成31年８月６日～令和４年８月５日　→　３年 令和４年８月６日～令和５年３月５日　→　７月 令和５年３月６日～令和５年４月１日 →　27日間　→　切り上げて１月	

経験年数の考え方（加算率等認定申請書）

■ 経験年数の算定　具体例３

（※）現施設の経験年数が1年1月未満の場合は勤務開始年月日を備考欄に記入する必要があります

NO	事例	① 現に勤務する施設の経験年数	②その他の社会福祉施設の通算経験年数	考え方	備考欄への記載例（※）
11	他の社会福祉施設に令和４年４月20日から令和４年６月１日まで勤務し、令和４年７月１日から現施設に採用された職員（２施設での勤務が連続していない場合）	０年10月	０年２月	【②：前歴】 令和４年４月20日～令和４年５月19日　→　１月 令和４年５月20日～令和４年６月１日　→　13日間 →　切り上げて１月 【①：現歴】 令和４年７月１日～令和５年３月31日　→　９月 令和５年４月１日　→　１日間　→　切り上げて１月	R4.7.1採用
12	他の社会福祉施設に令和４年４月20日から令和４年６月１日まで勤務し、令和４年６月２日から現施設に採用された職員（２施設での勤務が連続している場合）	０年10月	０年２月	【②：前歴】 令和４年４月20日～令和４年６月19日　→　２月 ※前施設と勤務が連続しているため通算する 【①：現歴】 令和４年６月20日～令和５年３月19日　→　９月 令和５年３月20日～令和５年４月１日　→　13日間 →　切り上げて１月	R4.6.2採用

経験年数の考え方（加算率等認定申請書）

■ 経験年数の算定　具体例４

（※）現施設の経験年数が1年1月未満の場合は勤務開始年月日を備考欄に記入する必要があります

NO	事例	① 現に勤務する施設の経験年数	②その他の社会福祉施設の通算経験年数	考え方	備考欄への記載例（※）
13	A施設に令和４年４月１日から令和４年４月10日まで勤務した後、B施設に令和４年４月15日から令和４年４月20日まで勤務し、C施設に令和４年４月21日から令和４年５月１日まで勤務し、令和５年４月１日から現施設に勤務した場合	０年１月	０年２月	【②：前歴】 令和４年４月１日～令和４年４月10日　→　10日間 →　切り上げて１月 令和４年４月15日～令和４年５月１日　→　18日間 →　切り上げて１月 ※ B施設とC施設は勤務が連続しているため通算する 【①：現歴】 令和５年４月１日　→　１日間　→　切り上げて１月	R5.4.1採用
14	A施設に令和４年12月15日から令和５年１月10日まで勤務した後、B施設に令和５年１月11日から令和５年３月31日まで勤務し、令和５年４月１日から現施設に勤務した場合	０年０月	０年４月	【②：前歴】 令和４年12月15日～令和５年３月14日　→　３月 令和５年３月15日～令和５年４月１日　→　18日間 →　切り上げて１月 ※ B施設と現施設は勤務が連続しているため通算する 【①：現歴】 前歴の通算に参入したため現歴は０日　→　０月	R5.4.1採用

経験年数の考え方（加算率等認定申請書）

■ 経験年数の算定　具体例５

（※）現施設の経験年数が1年1月未満の場合は勤務開始年月日を備考欄に記入する必要があります

NO	事例	① 現に勤務する施設の経験年数	②その他の社会福祉施設の通算経験年数	考え方	備考欄への記載例（※）
15	現施設に令和４年４月１日から令和４年７月31日まで勤務した後、令和４年８月１日から令和４年10月15日まで病休（無給）を取り、令和４年10月16日以降は再び現施設で勤務した場合	０年10月	前歴による	令和４年４月１日～令和４年７月31日　→　４月 ※ 令和４年８月１日～令和４年10月15日までは病休（無給）であるため算定対象期間から除外する 令和４年10月16日～令和５年３月15日　→　５月 令和５年３月16日～令和５年４月１日　→　17日間 →　切り上げて１月	R4.4.1採用
16	他の社会福祉施設で産休代替職員として令和５年３月１日から令和５年３月31日まで勤務した後、令和５年４月１日から現施設で勤務した場合	０年１月	０年１月	【②：前歴】 令和５年３月１日～令和５年３月31日　→　１月 ※ 現施設での産休代替職員は算定対象外となるが、他の社会福祉施設での産休代替職員としての経験は算定対象となる。 【①：現歴】 令和５年４月１日　→　１日間　→　切り上げて１月	R5.4.1採用

経験年数の考え方（加算率等認定申請書）

■ 処遇改善等加算に係る経験年数の算定における採用日と経験年数早見表

採用日	経験年数
令和４年４月１日	１年１月
令和４年４月２日～令和４年５月１日	１年０月
令和４年５月２日～令和４年６月１日	０年11月
令和４年６月２日～令和４年７月１日	０年10月
令和４年７月２日～令和４年８月１日	０年9月
令和４年８月２日～令和４年９月１日	０年8月
令和４年９月２日～令和４年10月１日	０年7月
令和４年10月２日～令和４年11月１日	０年6月

採用日	経験年数
令和４年11月２日～令和４年12月１日	０年5月
令和４年12月２日～令和５年１月１日	０年4月
令和５年１月２日～令和５年２月１日	０年3月
令和５年２月２日～令和５年３月１日	０年2月
令和５年３月２日～令和５年３月31日	０年1月
令和５年４月１日（前歴あり）	０年1月
令和５年４月１日（前歴なし）	０年0月